



健水発第 0808002 号  
平成 17 年 8 月 8 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

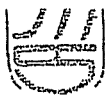
厚生労働省健康局水道課長



石綿セメント管の撤去作業等における健康障害防止対策について

平成 17 年 7 月 29 日付け健水発第 0729002 号当職通知により、「水道事業における石綿による健康障害防止対策への適切な対応について」依頼したところであるが、今般、石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の進め方について、手引書を取りまとめ、厚生労働省健康局水道課ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/index.html>) に掲載した。本手引書を活用し、石綿セメント管の撤去作業等における健康障害防止対策の実施に万全を期すよう、管下の水道事業者等に周知されたい。

また、今般、別添のとおり、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室が「地方公務員災害補償制度における石綿ほく露による肺がん等の公務災害補償の状況について」調査された結果、水道課職員が石綿管の布設替え工事・切断工事に従事したことにより、中皮腫を発症し、公務災害として認定された事案が報告されたので、参考までに送付する。引き続き、石綿取扱い作業等に従事していた職員の健康管理の充実に努めることや、労働安全衛生法第 67 条に基づく健康管理手帳制度の周知を図ること等について、管下の水道事業者等に周知されたい。



総行安第251号  
平成17年8月5日

厚生労働省健康局水道課長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室



地方公務員災害補償制度における石綿ばく露による肺がん等の公務災害補償の  
状況について

先般、政府が取りまとめた「アスベスト問題への当面の対応」に基づき、総務省が8月に公表することとしておりました標記の件について、今般調査が取りまとめ、別紙のとおり公表しましたので、参考までに発表資料を送付いたします。

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室 公務災害補償係

TEL 03-5253-5560 (直通)

FAX 03-5253-5561

平成17年8月5日

地方公務員災害補償制度における石綿ばく露による肺がん等の公務災害補償の状況

地方公務員が公務に関連して石綿にばく露したため生じた肺がん又は中皮腫の健康被害により、地方公務員災害補償基金において公務災害として認定された状況について調査したところ、今般、その調査結果がまとまりましたので、公表いたします。

1 調査内容

平成17年7月末までに、公務に関連して石綿にばく露したため生じた肺がん又は中皮腫について、公務災害として認定された件数

2 調査結果

(1) 該当件数

1件

(2) 事案の概要

水道課職員（男性）が、水道管（石綿管）の布設替え工事・切断工事に、昭和42年頃から20年以上従事し、石綿粉じんを吸い込んだことにより、中皮腫を発症し死亡した事案。

平成3年3月に公務災害として認定された。

3 その他

本調査結果を地方公共団体及び関係省庁に情報提供する。

(参考) 地方公務員の災害補償について

(1) 地方公務員災害補償制度について

地方公務員の公務上の災害等の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わって地方公務員災害補償基金を設置し認定・補償を実施している。（地方公務員災害補償法）

(2) 対象職員的主要職種

- 教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員  
運輸事業職員、清掃事業職員、その他の職員（一般事務、病院事業職員等）等
- (3) 地方公務員災害補償制度の対象となる職員数（平成15年度末現在）  
3,179千人
- (4) 公務災害認定の件数（平成15年度単年度実績）  
29,205件（通勤災害は除く）

(連絡先)

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

(担当：須藤課長補佐、今野係長)

電話：03-5253-5560

FAX：03-5253-5561